

帰国時確認事項

1. 住民票の転居（転出）

管轄役場への手続き

- ・市役所で海外転出をお願いいたします。

2. 年金に関する手続き→ベトナムで申請可能

- ・脱退一時金の支給要件に、「日本に住所を有していない方」という項目がありますが、「転出届」を提出しないと日本に住所を有すると取り扱われるため、脱退一時金が支給されません
- ・年金手帳 実習生に渡す

脱退一時金請求書ホームページ（ベトナム語）

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/kyotsu/20150406.files/l.pdf>

→弊組合は技能実習生に案内します。

3. 住民税

6月1日から発生し、前年の所得により変動。月で割って請求しているため、最後に未納分をまとめて回収する必要

4. 飛行機手配

組合か会社。組合が代行で手配し、請求を企業様に願います。

5. 給料の精算

- ・通常通りの振込日
- ・給料振込口座は本人たちの口座が解約した為委任状を使って、送出し機関の口座に振り込んで頂きます。別ファイルを添付します。

6. 銀行口座の解約手続き

- ・手続きをよろしく願います。

7. 企業に返すものをしっかりと返却

- ・保険証 ・制服 ・寮のカギ ・自転車など

8. 実習生の個人書類

- ・パスポート
- ・在留カード
- ・年金手帳